



こんなときには相談しましょう

発熱や咳などの症状で体調が悪いときは、直接医療機関を受診せず、まず、かかりつけ医に電話かファックスで相談しましょう。来院を指示され診察を受け薬をもらっても、症状が悪化したり、37.5度以上の発熱が4日（ご高齢の方や持病のある方は2日）以上続く場合は、再びかかりつけ医又は帰国者・接触者相談センターに電話かファックスで相談しましょう。受診できない場合は、直接「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

※「もしかして…」と心配なときには、兵庫県コールセンターにご相談ください。

帰国者・接触者相談センター

相談時間	相談機関名	連絡先
月曜日～金曜日 (午前9時～午後5時30分)	加東健康福祉事務所	電話 0795-42-9436 Fax 078-362-9874
上記以外の曜日・時間	兵庫県コールセンター	電話 078-362-9980 Fax 078-362-9874



日常生活で気をつけていただきたいこと

★ このような場所で長時間過ごすことは避けましょう。

★ ご高齢の方や持病のある方は、一層注意をしてください。

- ★ 手洗いや咳エチケットを心掛けましょう(裏面をご覧ください)。
- ★ 発熱等の症状が見られるときは、学校や会社を休むとともに、毎日、体温を測定し記録してください。
- ★ バランスの良い食事や適度な運動、十分な睡眠をとって体調を整えましょう。
- ★ 定期的に部屋の換気をしましょう。

※ 市のホームページにも記載していますのでご覧ください。



経済支援の相談窓口

失業や休業された方への経済支援

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業等を理由に一時的な資金が必要な方に緊急小口資金、総合支援資金(生活支援費)などの貸付制度があります。

問合せ先 西脇市社会福祉協議会
電話 22-5400
Fax 23-1891

新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や離職により生活が困窮されたときには次の窓口にご相談ください。

問合せ先 西脇市福祉部社会福祉課
電話 22-3111(内線 377)
Fax 22-6037

ひとり親世帯の方への経済支援

新型コロナウイルス感染症の影響で、お子さんが通っている保育所や学校等の臨時休業やご自身の勤め先の事業所等の休業などにより、収入が減少し、日常生活に支障をきたすときには、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の生活資金の貸付制度がありますので、次の窓口にご相談ください。

問合せ先 西脇市福祉部子ども福祉課
電話 22-3111(内線 261)
Fax 22-6037

発行 西脇市新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局 防災安全課 電話 22-3111 (内線 546)
Fax 22-3515